

替え、廃し、捨て去るべきものとしての国家権力 —何が、日本の子ども大国化をはばんでいるのか—

2016 年 3 月

河尾 豊司

暮れ迫る 2015 年 12 月 15 日、朝日は相模原市児童相談所一時保護所における人身の自由違反のスクandalを報じた。8 月、常勤職が保護女児 9 人を全裸にして所持品検査したというのである。私のゼミから 3 人が当該保護所の夜間指導員のアルバイトをしていた。福祉公行政の中樞が何という、女児のプライベートゾーンと性の尊厳への配慮なき、「保護」行為。近代の基本的人権のカatalogのイロハにも悖る、倫理性以前の所業といえる。

併し、非倫理の根っこは深い。現在の児相職員は、所属自治体一般行政職＝非福祉職からの安易な配転が多く、社会正義を旨とするソーシャルワーカーとしての専門性が求められる福祉職資格（社会福祉士・保育士等）をもった人材の配置は 5 割をはるかに下回る児相が多い。その上、児相所長の職は定年 2、3 年前という、“お静か退職金待ち様”ポストになっているという。所長は、保護職には最高度に分離不安への安心配慮が要請されるのに、家庭から親子分離されてきた社会的養護の子の最初の養育場所である一時保護所の職員が「子どもの人権を深く認識していなかった」と陳述した。「県から政令指定都市に移管して日が浅い」、は理由として成り立たない。現在福祉行政には益々、透明性と利用者人権性＝最善の利益が求められているのに、児相と市は謀議して事態を秘匿し、9 月この人権侵害事例を不公表することに合意し、厚労省に 12 月に略式報告しただけ（12 月 18 日：朝日）。市議会は追及すべきである。この重症ヒヤリハット事態を一時保護所に放置した最終的な帰責は、児相所長を羈束する厚労省高級官僚諸君積年の癒着と腐敗にある。

そもそも、公行政に就く者は、国民への奉仕の公僕（Public Servant）であり、徹頭徹尾国民にぬかずき仕える使命と責任をもつ。もし公務員職への求職を、身分安定や倒産無縁＋退職金確実という私欲のみで目指すとしたら、全くのお門違いである。日本国憲法の精神の淵源の 1 であるバージニア州権利章典（1976 年）第 2 条は「行政官は人民の被信託者であり僕であって、常に人民に従うものである」とする。日本国が子ども大国を目指すなら、防衛省の肥大化は早晩止め、公僕倫理性高き児相職員を、即刻 2、3 倍増すべきである。

さて相模女子大学子ども教育学科からは、2008 年開設以来、多数の保育所幼稚園保育職・小学校教諭輩出の他に、乳児院保育士 12 名、福祉型障害児入所施設（旧知的）保育士 3 名、児童養護施設保育士 8 名、医療型障害児入所施設（旧重心）保育士 1 名、母子生活支援施設保育士 1 名、児童発達支援センター保育士 4 名、障がい者支援施設支援員（保育士）3 名が、誕生した。この職場は凡て社会福祉法人格をもつ正真正銘、児童の最善の利益に立って、日本家庭の“やぶれ”をつなぎ、“ほころび”をつくろう、愛他性の高潔なる使命を帯びた事業である。家庭イメージが「のどか」から「深刻」に一変し、勤めるほどに人生で何が一番大切かまた結

婚と家庭の本質を極限まで教えてくれる職業である。虚飾と虚栄を謳歌する日本社会を、真反対の悲しみと苦悩の面から垣間見させ、しかも“この子”を日々限りなく人権をもって愛することになる、真に愛国性高き職場である。

エレン・ケイは『児童の世紀』（小野寺訳 富山房百科文庫 2005. P 306）で、当代の様々な社会規範を鋭く批判しながら、どうしても「家庭の神聖」と「宗教的敬虔さを心に秘めた親」だけは否定できず肯定、追求した。殆んど世俗化してしまったこの世で、最後まで神聖さと宗教的敬虔さが残るべきは家庭である、と示唆される。そしてこの家庭すらが神聖さを喪失したところからの、「健やかな育ち」の為の「最善の利益」を求めての脱出が社会的養護である。ところが、その第一の関門の公的一時保護所が冒頭の醜態である。

現内閣は時代錯誤の国家主義である。我々日本国民は 1945 年多大な犠牲を払って、超国家主義の大日本帝国を葬って訣別し、69 年前国民主権の新日本を樹立した。現首相は、掲げる標語とは裏腹にいつまでも弱者と子どもの生存権がわからない。保育職を国家資格の身分保障としながら、初任給はいつまでも看護職より 8 万円少ない（4 年制大卒）。これからの大学生は、国家を合法的に転覆し得る選挙権を行使する主権者として在学することになる。全国の大学保育学担当教員は結束して、卒業したが薄給の現場保育職の喘ぎを汲みつつ、その身分保障の為の実証的研究をもっとすべきではないか。富裕有閑高額所得者は、合理性のない致富を断罪され、分配の平等に寄与すべきである。障がい者権利条約の理念「他の者との平等を基礎として」からも、そう言える。我々はここに致れば暫く、下記に究極的根拠を求め、その崇高にして果敢なる精神を体したい。

「いかなる形態の政府であれ、権力の乱用と権利の侵害が、長期にわたって続き、人民を絶対的な専制の下に置こうとする意図が明らかであるときには、人民には政府を改造または廃止または捨て去り、人民の安全と幸福をもたらす可能性が最も高いと思われる形の権力を組織することが、人民の権利であり義務である。」

（アメリカ独立宣言 1776・7・4）